

香川県内における規制区域別の主な形態規制等一覧（高松市を除く）

平成27年4月1日現在

法：建築基準法

… 都市計画で定められた 各種区域内外の別については、所轄の市役所又は町役場（都市計画又は建築指導担当課）へお問い合わせください。

都市計画区域[法§3]		都市計画区域内全域：非線引き区域（市街化区域及び市街化調整区域に区分されていない区域）												
用途地域等[法48]	第1種 低層住居 専用地域	第2種 低層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域	第2種 中高層住居 専用地域	第1種 住居地域	第2種 住居地域	準住居 地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業 地域	工業地域	工業専用 地域	用途地域の指定のない区域	
												特定用途制限地域	指定なし	
防火・準防火地域[法61・62等]													所轄の市役所・町役場の 都市計画又は建築指導担当課 へお問い合わせください。	
22条指定区域[法22等]													用途地域の指定のある区域：全域	
容積率(%) [法52]	60,80,100	100,150	200				200,300	200~800	200				200	200 (琴平の一部400)
最大幅員の前面道路が 幅員12m未満の場合	幅員(m)×0.4				幅員(m)×0.6				幅員(m)×0.6 (宇多津×0.4)		0.6			
建ぺい率(%) [法53] ※角地の場合は+10%	40,50,60	60				80		60				70(宇多津60)	70	
外壁の後退距離(m) [法54]	1.0m (観音寺市)													
絶対高さ(m) [法55]	10m									(宇多津12m)				
斜線 制限	道路斜線 [法56①(1)]	適用距離(m)	20m				20,30	20				20	20 (琴平の一部30)	
		勾配	1.25				1.5				1.5(宇多津1.25)	1.5		
	隣地斜線 [法56①(2)]	立ち上り(m)	20m				31m				31m(宇多津20m)	31m		
		勾配	1.25				2.5				2.5(宇多津1.25)	2.5		
	北側斜線 [法56①(3)]	立ち上り(m)	5m											
		勾配	1.25											
日影 規制	対象建築物		軒高7m超 又は3階		10m超				(宇多津10m超)					
	測定面(m)		1.5m		4m				(宇多津4m)					
	規制時間 (時間) [法56の2]	5mライン	4		5				(宇多津4)	(宇多津5)				
		10mライン	2.5		3				(宇多津2.5)	(宇多津3)				
敷地規模の下限値[法53の2]													香川県全域：指定無し	
開発許可													所轄の市役所・町役場 の都市計画又は建築指導担当課 へお問い合わせください。（※開発区域面積が4.5ha(都市計画区域外は全て)以上の場合は県建築指導課）	
都市計画制限													都市計画施設の有無・区域内外、都市計画事業地の内外、地区計画区域、上記以外の地域地区等： 所轄の市役所・町役場 の都市計画又は建築指導担当課 へお問い合わせください。	
土地区画整理事業													所轄の市役所・町役場 の都市計画又は建築指導担当課 へお問い合わせください。	
土砂災害防止法 砂防法 急傾斜地崩壊防止法 地すべり等防止法													土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域 砂防指定地 急傾斜地崩壊危険区域 地すべり防止区域 } 所轄の出先事務所(管理担当) へお問い合わせください。	
宅地造成等規制法													造成宅地防災区域 香川県全域：指定なし（担当課 県建築指導課）	
景観法													景観条例等： 所轄の市役所・町役場 の都市計画担当課 へお問い合わせください。	
港湾法													臨港地区： 所轄の市役所・町役場 の港湾管理担当課 へお問い合わせください。	
津波防災地域づくりに関する法律													津波災害警戒区域 香川県全域：指定なし（担当課 県危機管理課）	